

## 広尾町部活動外部講師資格取得等交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広尾町立広尾中学校の部活動外部講師（以下「外部講師」という。）の育成を図るため、各種活動に必要な資格取得等にかかる経費の一部を助成することについて、広尾町補助金等交付規則（平成19年3月23日規則第9号以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者等)

第2条 交付金の交付対象者は、現に本人及びこの者を扶養する者に町税・使用料等の滞納がない広尾町の住民であり、交付要件、交付対象資格等、交付対象経費及び交付金の額等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、広尾町部活動外部講師資格取得等交付金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 資格試験及び講習会等要項
- (2) 修了証及び合格証の写し又はそれに類する書類
- (3) 対象経費の領収書の写し
- (4) その他町長が必要とする書類

(交付決定通知)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付の可否を決定し、広尾町部活動外部講師資格取得等交付金交付決定(却下)通知書(様式第2号)を申請者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第5条 町長は、交付金の交付を受けた者が、偽りその他不正の方法により交付金の交付を受けたとき又は交付することが不相当と認められる事実があったときは、広尾町部活動外部講師資格取得等交付金交付取消通知書（第3号様式）により交付金の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付金が交付されているときは期限を定めて、広尾町部活動外部講師資格取得等交付金返還命令書（第4号様式）により返還を命ずるものとする。ただし、病気、災害等その他やむを得ない事情として町長が認めた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。